

## 第9回定例会（会議録）

開催日	令和4年9月20日（火）
開催場所	美和公民館 2階 会議室
開催時間	午後2時00分～午後4時32分
出席委員	溝口正己、堀江徹二郎、小笠原英司、笹野奈津子、吉川孝子
欠席委員	なし
出席者	教育長始め事務局職員9名
傍聴人	0人
議事日程	<p>日程第1 教育長開会のあいさつ</p> <p>日程第2 前回会議録の承認</p> <p>日程第3 教育長の経過報告</p> <p>日程第4</p> <p>議案第36号 あま市教育相談センター条例施行規則の一部改正について</p> <p>議案第37号 あま市学校支援会議（緊急ケース会議）設置要綱の一部改正について</p> <p>議案第38号 小中学校へのチラシ配布依頼基準の改定について</p> <p>議案第39号 後援申請について</p> <p>議案第40号 区域外就学申請について（審議）（非公開）</p> <p>議案第41号 特別支援学級の入退級について（非公開）</p> <p>議案第42号 就学援助費の受給審査について（非公開）</p> <p>日程第5 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あま市小中学校修学旅行事業等補助金交付要綱の一部改正についての協議</li> <li>・私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するためにあま市独自の授業料助成制度の拡充を求める要望書について</li> <li>・あま市七宝公民館及び甚目寺公民館の閉館時間の変更について</li> <li>・令和4年度「全国学力・学習状況調査」の結果について（非公開）</li> <li>・組織の見直しについて（非公開）</li> <li>・区域外就学申請について（報告）（非公開）</li> <li>・通級児童生徒について（非公開）</li> <li>・就学援助費の受給審査について（報告）（非公開）</li> <li>・あま市文化の杜指定管理者選定講評について（非公開）</li> <li>・あま市内教職員人事案件について（非公開）</li> <li>・生徒指導（令和4年度8月）について（非公開）</li> <li>・公文書公開請求について（非公開）</li> </ul>

発 言 者	議事の概要
	【開会時刻：午後 2 時 0 0 分】
教 育 長	(開会宣言)
	日程 1、教育長開会のあいさつ (教育長あいさつ)
教 育 長	日程 2、前回の会議録を承認願います。
委 員 全 員	(会議録に署名)
教 育 長	日程 3、教育長の経過を報告する。 (令和 4 年 8 月 1 8 日～令和 4 年 9 月 2 0 日の経過を報告)
	市教育委員会関係 2 回
	教育長用務 4 回
	学校教育課事業 4 回
	生涯学習課事業 3 回
	スポーツ課事業 2 回
	学校給食センター課事業 0 回
	市行事 1 5 回
	市議会関係 6 回
	今後の予定
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	挨拶のなかで台風の話がでたところですが、先日ある校長先生と会った際に聞いた話です。第二非常配備体制となったとき、学校の体育館も避難所として開設されるのですが、その際の学校の対応について説明を受けた記憶がなく、理解できていないとのことでした。学校の体育館が避難所として開設された時に学校の先生は、何をするのか、何をしないのか、学校に伝わっていないのではないかと心配するところなので、しっかりとすり合わせをお願いしたい。
教 育 長	第二非常配備体制となった時に学校で避難所として開放されるのは、体育館だけです。また、避難所の開設から運営までの全てを市職員が行うので、学校の先生が何かをすることはありません。 また、第二非常配備体制における学校が避難所として開設される状況というのは、よほどの状況です。逆に、よほどの状況でなければ、学校で開設されることはありません。
委 員	仮にそのよほどの状況となった時に、学校は、どの場所まで一般の人を入れるのか、トイレはどうするのか、先生に協力依頼と役割が何かあるのか、少なくともその時に会った校長先生は、聞いていないと理解していた。
教 育 長	学校が避難所として開設された際に一般の人が入るのは、体育館だけです。トイレも体育館のものを利用し、開設から運営まで全てを市職員が行うので、学校の先生に何かをしてもらうことはありません。 先生方は、登校してきた子どもたちの対応のみははずです。
学 校 教 育 課 長	説明会という形で全校を集めて説明は行っていません。定期的にお知らせをし直すという形もとられていません。避難所運営マニュアルがありますので、そちらを学校に配ってもあります。学校の中で引き継がれていければいいのですが、変わってきたばかりの校長先生ですと、学校には以前にお

	知らせしているものの、その校長先生としては直接話を聞いていないという状況があるのかもしれませんが。
委 員	少なくとも、その校長先生については理解していないのであれば、説明を再度でもする必要があるのではないか。避難所運営マニュアルを学校においてもらって、いざという時には、このような対応になるのだということを理解してもらうところまでしておかないと意味がないのではないか。
学校教育課長	児童生徒がいない時間帯については、学校の先生に出てきてもらうことはありません。通常の学校運営については、先生方にしてもらいますが、避難所の運営に関して学校の先生方に何かをしてもらうことはありません。体育館のみが避難所となり、そこだけで避難所は完結します。
委 員	先生方がいるときの昼間に避難民が来た時に、先生方はどうすればいいのか。知らんぷりしていればいいのか。何もしなくてもいいとはっきりと理解してもらうまで行ってあげなくてはいけないのではないか。
委 員	災害時には、学校としても非常配備がなされた時に教職員も非常配備として学校に来るのではないか。
教 育 長	非常配備体制に教職員は含まれておらず、召集されることはありません。全部、市の職員が開錠から開設、運営に至るまで行きます。
委 員	避難所用の備蓄資材が学校に保管されているが、仮に児童生徒が在校中に災害が起きた時で、帰宅できないという状況があった時、それらの備蓄資材を利用しても良いのかという質問もしていた。
教 育 長	災害が起きた時で、帰宅できない状況があった時は、当該児童生徒もいけば被災者であることから、災害対策本部の指示に従って、当該被災者である児童生徒へ供出することもありうる。
委 員	そのあたりも、はっきりと校長先生方に言ってあげないと、伝わっていないのではないか。児童生徒用の別な備蓄資材を購入しなければならないのか、というような話もしていた。
学校教育課長	先に教育長が言ったように、罹災時の帰宅できない児童生徒についても、被災者、避難者であると言えますので、本部と連絡しながら、資材の供出はもちろんしていただければ良いのですが、全員分があるわけではないので、連絡をしながら、必要追加分を本部から当該学校に持っていく等の措置は必要になると思われます。
委 員	いいよってはっきり言ってもらわなければ、伝わっていない。最近はこの地域は大きな災害が無かったが、いつ大きな災害が来るとも限らない。いざ、災害が起きた時は、指示を待っていては遅い。避難民は勝手にやってくるし、資材はその時に必要である。その時に全くわかっていない状況では何もできない。
教 育 長	学校の先生方は、避難所や避難民については、全くのノータッチで良いということははっきり言える。
委 員	一般市民からしたら、学校に行ったら先生に話をする、どうしたらいいのか聞くというのが実状なのではないか。学校の先生方に伝わっていない状況であるのなら、その時どうしたらいいのかと不安になるのは仕方ないのではないか。
委 員	安心安全課は、地域の人にも伝わっていると言うかもしれないが、はっきり言って、しっかりと伝わっているとは言い難いと思う。いざという時はどこに行くのか、だれに話をしたらいいのかですら知られていないと思

	う。
教 育 長	再度になるかもしれないが、学校には災害時の役割等について、話をしておく必要があると思われます。
委 員	少し話は違うのかもしれないが、メールやテレビなどで、高齢者避難と注意喚起というか、連絡が来るわけですが、高齢者はそういわれても、具体的に何をしたらいいのか分からない。
学校教育課長	避難情報は、基本的には自治体が出します。あま市で避難して下さいと広報された時に避難していただくこととなります。主にメール、ホームページとテレビの字幕でです。また、市の職員が車で回ったりもします。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	日程4、議案 4件公開 3件非公開
教 育 長	日程4、議案第36号「あま市教育相談センター条例施行規則の一部改正について」
学校教育課長	改正の趣旨は、教育相談センターの職名称を現状に合わせるためと、様式第1号適応指導教室入室申込書について、学校への通いづらさが性別にある児童生徒への配慮のため性別欄を削除することと、直近3カ月の欠席日数欄を加えたことと、今までは学校長の意見のみを記載するものであったが、担任教諭の意見を含めた学校の意見とすることができるようにあま市教育相談センター条例施行規則の一部を改正するものです。
	改正の内容は、第5条(職員)の内容を下記のとおりとする。
	教育相談センター長
	教育相談室：教育相談支援員、派遣指導員、心理支援相談員、相談員、
	学校支援アドバイザー
	適応指導教室：指導員
	様式第1号適応指導教室入室申込書の改正
	・性別欄の削除
	・担任氏名欄の削除
	・直近3カ月の欠席日数欄の追加
	・学校長の意見欄を学校の意見欄とし、校長氏名の上に担任氏名を記載するように追加
	施行期日は、令和4年9月20日(公布の日)から
	(以下概略を説明)
学校教育課長	主に、現状に合わせた職名の変更と、申込書の改正です。
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	条例には、何の影響もないということでよいか。
教 育 長	条例には、何の影響もありません。規則のみです。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	承認としてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	承認とする。
教 育 長	議案第37号「あま市学校支援会議(緊急ケース会議)設置要綱の一部

	改正について」
学校教育課長	改正の趣旨は、あま市立学校評議員要綱を廃止したため改正するものです。
	改正の内容は、条文中「学校評議員」を削除した。
	第3条第1号中、あま市教育相談センターの職名称を削除した。
	施行期日は、令和4年9月20日（公布の日）から
	（以下概略を説明）
学校教育課長	学校評議員要綱の廃止に合わせて改正しておくべきところ、改正されていなかったものです。合わせて、教育相談センターの職名称について列記するのを辞め、単に職員としたものです。
教 育 長	ずい分前に、あま市は学校評議員を辞め、学校運営協議会という体制をとっているわけですが、削除されずに残っていたものです。大変申し訳ありませんでした。
教 育 長	（質疑等を許可）
委 員 全 員	（質疑なし）
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	（協議）
教 育 長	承認としてよろしいか。
委 員 全 員	（異議なし）
教 育 長	承認とする。
教 育 長	議案第38号「小中学校へのチラシ配布依頼基準の改定について」
学校教育課長	改正の趣旨は、教職員の業務軽減及び小中学校を通じて児童生徒及び保護者へ配布されるチラシを精査減少させるため、小中学校へのチラシの配布依頼基準の全てを改める。
	全てのチラシ配布依頼は、教育委員会を通じて学校教育課へ依頼されるものとし、原則として公的機関等のチラシのみが学校へ配布依頼できるものとする。
	小中学校へのチラシの配布依頼についての基準であることから、当該チラシに係る事業等があま市教育委員会の後援を得ているか否かを考慮しないこととし、純粹に当該チラシに係る機関等を判断材料とする。後援を得ているか否かと配布するかは別とする。
	最終的に児童生徒及び保護者への配布を行うか否かの判断は、当該校の校長が行うこととし、依頼の結果、配布されないこともありうる。
	改正の内容は、
	①全てのチラシ配布依頼は学校教育課へ提出される。学校は直接受け取らない。
	②分岐1 公的機関からの依頼か否か 真 サンプル1部と共に収受決裁 → 学校へ依頼送付 偽 分岐2へ
	③分岐2 公的機関に準ずる又は公的性格の強い機関又は公益性の高い機関からの依頼か否か 真 サンプル1部と共に起案決裁伺い → 学校へ依頼送付又は不可 偽 配布不可
	④学校へ依頼 校長判断 ①児童生徒保護者へ配布する

	②校内のいずれかに置き期間限定で周知する
	③職員にのみ周知する
	④配布も周知もしない
	施行期日は、令和5年4月1日から施行する。
	(以下概略を説明)
委員	公的機関等の等には何が入ることを想定しているのか。
学校教育課長	半分公的ともいえる、公的役割の強い団体についてはどうするのか、という問題について、以前のご議論でも出てきたところと思いますが、公的機関のみに一律限定してしまうと、学校にとって不利益な状況が起こり得るということで、公的役割の強い団体について、個別判断の余地を残したものです。
教育長	例えば、JCや奉仕団体、教育関係にプログラムを提供してくれるような団体など、一律に公的団体に線引きして排除してしまうと、学校にとってありがたい事業についても排除することになってしまうので、半官半民のようなところは、配布しうるという形で残してあります。
委員	中学校では、私立高校からの配布物などは、配布しうるものとして可能性が残ると思われる。
教育長	私立高校については、学校法人ということで法人格を持っていますから、公的役割が強い団体と言えると思います。
委員	一般社団法人のような法人格も、その団体によっては候補にしうるのではないか。
委員	結局、その線引きですよね。法人格を持っていればいいのかというと、そういうわけではないと思います。
教育長	学校に迷惑をかけない、子どもたちに混乱をきたさないということが大切だと思います。
委員	なるべく、配布物を減らすということが趣旨です。
教育長	新聞折り込みや、ウェブサイトなど、周知する手段はいろいろあるわけで、学校配布が唯一の方法というわけでもないです。極力配布物は減らして、民間のイベントや催しなどについては自らの方法で広報していただくこととします。
教育長	他にご質問はありますか。
委員全員	(質疑なし)
教育長	認否はいかがか。
委員全員	(協議)
教育長	承認としてよろしいか。
委員全員	(異議なし)
教育長	承認とする。
教育長	議案第39号「後援申請について」2件(審議2件)
スポーツ課長	①「あま市から世界へ羽ばたく「トップアスリートトークショー」」 (あま市地元アスリート応援プロジェクト実行委員会) 事業の目的は、オリンピック・パラリンピック競技大会において活躍したあま市民及びあま市出身のアスリートにチア会での経験等を聞くことにより、あま市の子どもたち等のスポーツに対する関心を高めるとともに、あま市全体で地元出身のアスリートを応援し、支える機運を高め、地元への郷土愛を醸成することです。

	事業内容は、トークショー他です。
	後援名義の必要な理由及び使用目的は、あま市全体で祝福の機運を高めるためです。
	開催期日は令和4年11月27日(1日間)です。
	場所は甚目寺総合体育館です。
	参加者は、スポーツ少年団の団員を中心とした約400名を予定しています。
	(以下概略を説明)
スポーツ課長	この事業は、この後でご審議いただくあま市商工会主催のAMAフェス2022と共同で開催するものです。
教 育 長	主催団体は、それぞれ別に設定されていますが、事業としては共同で行われるものですので、番号2のAMAフェス2022と一括審議とします。
スポーツ課長	②「あま市商工会～AMAフェス2022～」(あま市商工会) 事業の目的は、商工会が地域と共に歩み地域貢献することは重要な責務であり、よって以下の目的で開催することです。
	1. 東京五輪メダリストを招くことで、あま市の認知度向上を図る。
	2. 地域の皆様にオリンピック競技を体感してもらうことで、健康への意識付けやスポーツの振興を図る。
	3. 市民参加型のイベントを開催することで、あま市の賑わいと活力の創出、更には住み続けられる街づくりに繋げ、地元商工業発展を目指す。
	事業内容は、
	①東京2020オリンピック競技大会アーチェリー銅メダリスト武藤弘樹選手によるトーク&デモンストレーション
	②アーチェリー銅メダリスト武藤弘樹選手+アーチェリー協会による競技体験アトラクション
	③東京2020パラリンピック競技大会カヌー女子カヤックシングルへ出場した加治良美選手のトークショー
	④あま市出身オリンピックがオリンピックで実際に着用されたユニフォームや競技で使用する用具などの展示、啓発活動
	⑤市民参加型イベントステージ(キッズダンス、サークル発表、プラスバンド等)
	⑥地元商工業者によるマルシェ&キッチンカー
	⑦あま市ふるさとPR大使のMr. シャチホコさんによるステージショーです。
	後援名義の必要な理由及び使用目的は、本事業を、商工会の地域貢献事業であることを住民の皆様に認識して頂くためです。
	開催期日は令和4年11月27日(1日間)です。
	場所は鳳凰山甚目寺・漆部神社です。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
教 育 長	あま市にも後援名義申請が出されていますが、そちらの状況は。
スポーツ課長	トップアスリートトークショーは、近日許可見込み、この次のAMAフェス2022は、許可であると聞いています。

委員	トップアスリートトークショーについて、収支予算案をみると、甚目寺総合体育館の会場費が計上されていないが、免除されているのか。
スポーツ課長	あま市地元アスリート応援プロジェクト実行委員会の会員は、あま市スポーツ協会等で構成され、あま市スポーツ協会は、会場費の減免対象団体ですので、会場費は免除となります。
委員	開催期日が、あま市人権講演会と同日であるが、そのあたりは大丈夫なのか。
スポーツ課長	武藤弘樹選手の日程を優先してイベントの日程が調整されたと聞いています。商工会がイベントの日程調整を行っていましたが、武藤弘樹選手がどうしてもこの日程でしか参加できないため、同日となったとのことです。
	トップアスリートトークショーは甚目寺総合体育館、AMAフェス2022は甚目寺観音、あま市人権講演会は甚目寺公民館と会場が異なることと、トップアスリートトークショーが午前中に人が集まり、人権講演会が午後にな人が集まるということと、AMAフェス2022は一日開催ですが、一日の中で広く人が集まるということで、バッティングしないという判断です。駐車スペースが心配される場所ですが、出来るだけ公共交通機関をご利用いただくようご案内いただくということで対応とさせていただきます。
委員	人権推進課にはお知らせしているのですか。
スポーツ課長	人権推進課も特に甚目寺庁舎の駐車スペースを確保したいとの思惑がありますので、お知らせをさせていただいています。
委員	同じあま市出身の加納虹輝さんは、参加されないのか。
スポーツ課長	加納選手にもお声がけさせていただいたが、他の大会があるということで日程の調整がつかなかったと聞いています。
委員	この事業は新規なのか。
スポーツ課長	新規です。今まで商工会でこのイベントは開催していません。
委員	商工会が主催する事業について、商工会が主催し、あま市が後援するのに、さらに教育委員会からも後援する意義はあるのか。
スポーツ課長	スポーツに関係するイベントであること、地域活性化という目的もありますが子どもたちのスポーツ振興に寄与するという点で、後援名義の申請が出されたものと理解しています。スポーツ課もできる限りの協力をしていければと考えています。
	スポーツ振興計画の中でも、このようなイベントについては奨励していく方向で位置付けています。国もスポーツによる地域振興ということを奨励しています。スポーツ課としても異業種、異文化のイベント等をスポーツとコラボさせて地域の活性化を図るということを今後取り組んでいきたいと考えています。
教育長	お互いに確認をしながら、方や午前中に開催、片や午後開催と、特に駐車場について心配される場所ですので、支障のないよう進めていただければと思います。
教育長	他にご質問はありますか。
委員全員	(質疑なし)
教育長	認否はいかがか。
委員全員	(協議)

教 育 長	①あま市から世界へ羽ばたく「トップアスリートトークショー」 承認
	②あま市商工会～AMAフェス2022～ 承認
	以上としてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	2件とも承認とする。
教 育 長	日程6、その他報告事項
教 育 長	①「あま市小中学校修学旅行事業等補助金交付要綱の一部改正について の協議」
学 校 教 育 課 長	改正の趣旨は、小中学校修学旅行事業及び小中学校校外活動事業において、 肢体不自由児等の障がいのある児童生徒が他の児童生徒と同行するためには、 様々な合理的配慮を行う必要がある。合理的配慮の例としては、移動の際のリフト付きバスと介助員のための加算経費や、介助員の宿泊に伴う加算経費等があげられる。 これら合理的配慮に要する経費は、障がいのある児童生徒が当該障がいを理由として校外活動に参加できない等の不当な差別的扱いを受けないようにするためのものであり、当該経費を補助対象とすることで、他の児童生徒と同様の教育活動を行うことができるようにするためのものである。 改正の内容は、あま市小中学校修学旅行事業等補助金に係る小中学校修学旅行事業及び小中学校校外活動事業における補助金上限額の計算において、障がいのある児童生徒への合理的配慮に要した経費のうち市長が認める補助対象経費を加算できるようにすることです。 施行期日は、公示の日から施行する。 (以下概略を説明)
学 校 教 育 課 長	市長部局の補助金について、教育委員会のご意見を頂いた後に起案作成するものです。
教 育 長	(質疑等を許可)
教 育 長	今までは、この補助金の対象となるような経費の支出はあったのか。
学 校 教 育 課 長	あま市においては、調べる限りありませんでしたが、近隣自治体ではしばらく前にリフト付きバスを使用した例を確認しました。その例では、当該学年の児童生徒全員で均等割で負担して支出したとのことでした。
教 育 長	今後、同じような事例は出てくる可能性はあるか。
学 校 教 育 課 長	十分にあります。現在確認しているだけでも、本件生徒が本年含めてあと3年間在学しますし、それ以外に別な中学校に来年度入学予定の男児が車イスを利用しています。
委 員 員	医療的ケアを要する児童生徒が修学旅行に行きたいと言ったら、看護師をつけるのか。
学 校 教 育 課 長	看護師は学校で既に雇用しています。場合によっては、同行することもあり得ますが、その場合は今回分の加算ではなく、教職員分の加算での支出が可能です。また、医療的ケア児にまでなると、別な車で行くことになると思います。今回想定しているのは、肢体不自由児にかかる移動に係る経費及びその介助員が必要になった場合の経費です。今回想定している生徒は、車イスを利用している以外は、とても元気な生徒で、交流学級にも行きますので友達もいます。当然、友達と一緒にいきたいという話になります。小学校までだと先生が担いでバスに乗せるということも可能だったかもしれませんが、中学生ともなると女性の先生では担げない。男性の

	先生が女兒を担ぐと、不適切であるとみられる可能性があるということ で、リフト付きバス及び場合によっては介助員ということになります。この場合、リフト付きバス及び場合によっては介助員の経費と、通常にバスを借りた場合との差額を合理的配慮として補助対象とするものです。他の学年と比較して当該学年の保護者が多くの負担をしなければならなくなるのは回避する必要はないのかとの論点から、合理的配慮として差額分を公費負担しても良いのではないかというものです。それを公費負担することにより、当該生徒が他の生徒と一緒に活動することができるのであれば、障がいにより負担が増大することにより一緒に活動できなくなることを避けることが出来るのではないかということです。
教 育 長	他の児童生徒に均等割に負担を強いると、他の学年と比べて一人当たりの負担経費が差額分だけ高くなってしまいます。その分を補助でまかなおうというものです。毎度あるものではなく、該当ケースがあった場合に限られるものです。
委 員	今までの生徒は修学旅行に行かなかったのか。
学校教育課長	リフト付きバスを使ったという報告は聞いていないので、行かなかったか、担いだか、親が車を出して同行するかした可能性が高いです。
教 育 長	リフト付きバスを使ったという報告は聞いたことがない。
委 員	どこまで見るかを想定しておかなければならない。
学校教育課長	通常かかる経費との差額を予算の限りで認定することを想定しています。いろいろなケースがあり得るので、要綱の中で一律に規定することが困難であることから、合理的配慮のうちで通常かかる経費との差額を個別に認定することを想定しています。ここで細かく決めてしまうと、実際そのような場面でしか対応できなくなることから、市長が認める補助対象経費としました。
委 員	予算は別につけてもらえるのか。
学校教育課長	現在は、他の補助金も含めた精算後の残額での対応を想定しています。
教 育 長	よっぽどなケースがあった場合には、補正要求することも視野に入れざるを得ないかもしれません。
学校教育課長	対象となる児童生徒は、当然わかっていますので、その年度についてはある程度当初から見込んでおく必要があるかもしれません。
委 員	こういう要綱改正について、財政部局との合議は必要であると思われる。
学校教育課長	計画段階では話をしているところですが、決裁に際しては財政部局の合議をまわす予定をしています。
教 育 長	今回頂いた意見も含め、財政当局と調整しつつ、合理的配慮について実行できるよう進めて参ります。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	②「私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するためにあま市独自の授業料助成制度の拡充を求める要望書について」
学校教育課長	私学をよくする愛知父母懇談会及び愛知私学助成をすすめる会から、私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するためにあま市独自の授業料助成制度の拡充を求める要望書が提出されました。
	要望事項としては、「教育の機会均等」の理念にもとづき、国・県の制

	度と併せ学費負担の公私格差を是正するために、私立高校生に対する授業料助成制度を拡充してください、というものです。
	要望の趣旨としては、公立高校は年収910万円未満まで無償化されていますが、私学は年収720万から840万円未満の世帯でも初年度納付金で約34万円、年収910万円未満の世帯では約54万円という学費負担が残されています。国・県の制度と併せて学費負担の公私格差を是正するために、あま市独自の授業料助成制度を拡充して下さいというものです。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
教 育 長	多くの自治体で、あま市と同じ年額1万円の補助をしています。
	県内自治体では、半田市、常滑市、東海市、大府市、豊明市、日進市、長久手市で実施していない又は廃止したとなっています。
委 員	昔と比べて国・県の制度が手厚くなっているので、要望書の内容も変わってきています。私学についても年収720万円までは授業料を無償化されているし、それ以上についても一部負担となっています。施設設備費等については公立高校と私立高校では施設に雲泥の差があるので、その分の費用負担があるということです。
	あま市においても毎年500万円をこえる予算がつけられていることから、いくつかの自治体のように今すぐではなくとも廃止して、その分の予算を別な経費に充てることも検討していいのではないかと考えています。
教 育 長	近隣自治体ではあま市と同じく年額1万円の支給が残っていますので、市長とも相談しながら、今後の課題とさせていただきます。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	③「あま市七宝公民館及び甚目寺公民館の閉館時間の変更について」
生涯学習課長	第13回あま市文化祭開催に伴い、あま市公民館条例施行規則第2条第1項の規定により、下記のとおり閉館時間の変更を行うもの。
	当該日 令和4年11月5日(土)、6日(日)
	(文化祭作品・生花展示日)
	閉館時間 変更前午後9時 変更後 午後5時
	変更理由は、あま市文化祭の作品・生花を館内各所及び通路で展示しており、出品作品の保護のため、また7日(月)の休館日を展示設備撤去日としており、館内各所等の現状復帰ができないため、文化祭両日の夜間を臨時休館とするものです。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	他はよろしいか。では公開部分を終了する。
教 育 長	議案第40号、議案第41号、議案第42号及びその他非公開案件に関しては秘密会とし、あま市教育委員会会議規則第16条第3項により会議録についても非公開とする。
	(傍聴人0人)
【次回予定】	・令和4年10月18日(火) 午後2時 定例会

	(美和公民館 2階 会議室)
	【閉会時刻：午後3時3分】

この教育委員会定例会会議録の概要は、事実と相違ないことを証するためにここに署名する。

令和4年10月18日

教 育 長 松 永 祐 和

教 育 長 者  
教 職 務 代 理 者 溝 口 正 己

委 員 堀 江 徹 二 郎

委 員 小 笠 原 英 司

委 員 笹 野 奈 津 子

委 員 吉 川 孝 子

事 務 局 鎌 倉 崇 志